

新発田市運輸・交通等事業者 燃油高騰対策補助金のお知らせ

昨今の燃油価格高騰により経営維持が困難となっている運輸・交通・移動販売事業者等向けに、予算の範囲内で新発田市運輸・交通等事業者燃油高騰対策補助金を交付します。

○対象者

新発田市内に本社・本店等を有し、運輸・交通・移動販売等を営む事業者

○補助内容

事業用車両1台につき10万円を交付（対象車両ごとの上限あり）

申請方法

申請受付期間

令和4年6月29日(水)～令和4年8月31日(水)まで

申請方法

郵送または直接、新発田市運輸・交通等事業者燃油高騰対策補助金交付申請書兼請求書に必要書類を添えてご提出ください。

※必要書類は対象の事業用車両ごとに異なります。

詳しくは裏面の別表をご覧ください。

①提出先

〒957-8686

新発田市中心3-3-3 ヨリネスしばた6階

新発田市商工振興課 商業・まちなか振興係

②申請書等の入手方法

新発田市ホームページでの入手のほか、担当課窓口でもお配りしております。

問い合わせ先

新発田市商工振興課 商業・まちなか振興係

電話：0254-28-9650（担当課直通）

別表（対象車両一覧）

新発田市内の本社または本店等に配置している以下の車両に限ります。

申請する者	対象車両	上限台数・補助金額	(添付書類)
新発田市内に本社または本店等を有し、一般貸切旅客自動車運送事業を営む事業者	バス（18人以上定員）	5台 (500,000円)	自動車検査済証の写し 対象車両の写真※
新発田市内に本社または本店等を有し、一般貨物自動車運送事業を営む事業者	トラック	5台 (500,000円)	自動車検査済証の写し 対象車両の写真※
新発田市内に本社または本店等を有し、一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者	タクシー	3台 (300,000円)	自動車検査済証の写し 対象車両の写真※
新発田市内に本社または本店等を有し、保健所の営業許可がとられた車両により飲食物の販売を営む者、又は、保健所に届出がなされた車両により飲食物の販売を営む事業者	移動販売車 (キッチンカーの類を含む)	3台 (300,000円)	自動車検査済証の写し 対象車両の写真※ 【キッチンカーの場合追加が必要】↓ 営業許可証の写し（保健所が発行したもの）
新発田市内に本社または本店等を有し、公安委員会に認定された自動車運転代行業を営む事業者	損害賠償責任保険契約、又は損害賠償責任共済契約を締結している併走用自動車	3台 (300,000円)	自動車検査済証の写し 対象車両の写真※ 運転代行受託者保険証書の写し（対象車両を確認できるもの）
上記以外の者で、新発田市内に本社または本店等を有し、主たる業が物・品等を運搬する事業者のうち市長が特に必要と認める事業者	その業を営むにおいて使用する車両	3台 (300,000円)	自動車検査済証の写し 対象車両の写真※

※対象車両の写真については、車体の全身とナンバープレートが確認できるものをご用意ください。

※必要に応じて別途追加の書類を提出していただく場合があります。